

熊本市市民公益活動支援基金運営委員会運営要綱

制定 平成24年 3月30日市民生活局長決裁
改正 平成24年 9月 1日市民協働課長決裁
改正 平成27年 4月 1日市民協働課長決裁
改正 平成28年 3月24日市民協働課長決裁
改正 令和 3年4月1日地域活動推進課長決裁
改正 令和 7年 4月 1日地域政策課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市市民公益活動支援基金条例（平成23年条例第93号）第8条の規定に基づき、熊本市市民公益活動支援基金運営委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 熊本市市民公益活動支援基金（以下「基金」という。）の団体登録に関すること。
- (2) 基金の助成金の交付に関すること。
- (3) 熊本市市民公益活動支援基金実施要綱（平成24年3月30日制定）別表第1に規定する冠設定寄附の受入れに関すること。
- (4) その他基金の運営及び助成金制度に関し、市長が必要と認めること。

(組織)

第2条 委員会は、運営委員（以下「委員」という。）7人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 1名
- (2) 市民公益活動実践者 2名
- (3) 公募委員 1名
- (4) 熊本市職員 2名
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者 1名

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(役職)

第4条 委員会に、次の役職を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置くものとし、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、委員会を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会開催通知、企画、進行については熊本市及び市民活動支援センター業務受託業者が行い、補助金の支出については地域政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。